

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（注）平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

改 正 後		改 正 前（注）	
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）		（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	
第二条 【略】		第二条 【同上】	
2 【略】		2 【同上】	
3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一～五 略〕		3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一～五 同上〕	
六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項 イ 【略】		六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項 イ 【同上】	
ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要		ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百二十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	
〔ハ～リ 略〕		〔ハ～リ 同上〕	
4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 【略】		4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 【同上】	

二 信用リスク（信用リスク・アセントのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヽホ 略〕

ヘ 標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージャーの額

〔トヽヌ 略〕

五 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

〔(1) (8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の規定により千二

二 「同上」

〔イヽホ 同上〕

ヘ 標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージャーの額

〔トヽヌ 同上〕

五 「同上」

イ 「同上」

〔(1) (8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十九パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕  
〔11〕 略

口 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕  
〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十九パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔4〕 略

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 略

2 略

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕  
〔六〕 略

七 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 略

口 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕  
〔11〕 同上

口 同上

〔1〕  
〔2〕 同上

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 同上

2 同上

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕  
〔六〕 同上

七 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 同上

口 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハリ 略」

「八〇十 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク  
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の  
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十  
三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十  
九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）並びに第二  
百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第  
九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）の規定  
により千二百五十分のリスク・ウェイトが適用される  
エクスボージャーの額

「トヌ 略」

「四・五 略」

六 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項  
イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リス

「ハリ 同上」

「八〇十 同上」

4 「一・二 同上」

三 「同上」

「イホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク  
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の  
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十  
三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告  
示第九十九条、第一百一条及び第一百十条第一項において準用する  
場合に限る。）の規定により千二百五十分のリスク・  
ウェイトが適用されるエクスボージャーの額

「トヌ 同上」

「四・五 同上」

六 「同上」

ク・アセントの算出対象となる証券化エクスポート・ポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕～〔8〕 略

(9) 自己資本比率告示第二百二十九条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕～〔11〕 略

□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕～〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔4〕 略

5

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔1〕～〔8〕 同上

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕～〔11〕 同上

□

〔1〕～〔2〕 同上

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔4〕 同上

5